

参議院議員通常選挙が行われます

今年の夏に、任期満了に伴う参議院議員通常選挙が行われます。

今号では、期日前投票や郵便による不在者投票などをお知らせします。

貴重な一票を大切にせず投票に行き、自らの意思で私たちの代表にふさわしい人や政党などを選びましょう。

詳しくは、市選挙管理委員会（☎47-8292）へ。



キ
明
ら
い
選
挙
推
進
運
動
イ
メ
ー
ジ

◆投票所入場券

投票所入場券（封筒サイズ用の紙に最大4人分を群青色で印刷）は、公示日ごろに各世帯に郵送します。投票所および期日前投票所には、有権者ごとに切り離してお持ちください。

なお、投票所入場券が届いていない場合や持ち忘れた場合でも選挙権のある人は、投票ができます。運転免許証など本人確認ができるものをお持ちください。

◆期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などで投票所へ行けないことが見込まれる人は、下表の場所と日時で期日前投票ができます。期日前投票をする場合はスムーズに受付を行っていただくために、事前に投票所入場券の「期日前投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入のうえ持参してください。

場 所	日 時
市役所 1階多目的スペース	公示日の翌日から投票日の前日まで
上石津地域事務所 1階第1会議室	投票日の8日前（土曜日）から投票日の前日まで
墨俣地域事務所 2階地域政策課	
イオンモール大垣 2階サーティワンアイスクリーム前の通路（外野）	投票日の7日前の日曜日

◆代理・点字投票

手や目が不自由などの理由で文字を書くことができない人は、代理投票や点字投票ができます。投票所の係員に申し出てください。

◆郵便等による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの人および介護保険法による要介護者で、下表の条件に該当する人は「郵便等による不在者投票」ができます。

利用には、「郵便等投票証明書」の事前申請が必要となります。すでに証明書をお持ちの人も、有効期限をお確かめください。

なお、郵便等による不在者投票の投票用紙の請求の締め切りは、選挙期日の4日前の午後5時（必着）です。

区 分	障がいの部位など	障がいの程度
身体障がい者	両下肢、体幹または移動機能の障がい	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障がい	1級・3級
	免疫または肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者	両下肢または体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障がい	特別項症～第3項症
要介護者	介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」	

◆郵便等による不在者投票の代理記載制度

上記の「郵便等による不在者投票」を行う人のうち、下表の条件に該当し、自分で投票の記載ができない人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た選挙権を有する人に代理記載をしてもらうことができます。この制度も事前申請が必要です。

区 分	障がいの部位など	障がいの程度
身体障がい者	上肢または視覚の障がい	1級
戦傷病者	上肢または視覚の障がい	特別項症～第2項症

市民税・県民税 納税通知書を送付

令和4年度市民税・県民税税額決定納税通知書を、6月7日（予定）に発送します。内容をご確認のうえ、納期限までに納めてください。

今回送付する納税通知書は、普通徴収（自分で納付する）分と公的年金からの特別徴収（年金からの引き落とし）分です。

なお、給与からの特別徴収（給与からの引き落とし）分については、勤務先へ送付しましたので「令和4年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」を勤務先からお受け取りください。

詳しくは、課税課市民税グループ（☎47-8179）へ。



都市計画道路の変更に関する説明会

市は、高度経済成長による市街地拡大、自動車交通量の増大を前提に計画された都市計画道路の見直しを進めています。

平成29年3月に策定した大垣市都市計画道路の見直し基本方針に基づき検討した結果、廃止などの候補になった路線について、説明会を下表のとおり開催します。

詳しくは、市街地整備課（☎47-8406）へ。

廃止等候補路線	と き	と ころ
綾野上笠線（全線廃止）	6月24日（金）19:00～	日新地区センター
大垣環状線（区域変更）	6月30日（木）19:00～	綾里地区センター

マイナンバーカード 交付・申請の 休日・夜間窓口開設

市は、平日の業務時間内に来庁が難しい人などを対象に、休日・夜間窓口を開設します。

◇とき／【休日窓口】6月12日（日） 午前10時～午後4時 【夜間窓口】6月16日（木）・21日（火） いずれも午後5時15分～7時30分

◇ところ／窓口サービス課

◇内容／マイナンバーカード交付・申請受付、電子証明書更新、マイナポイント設定支援

◇問合せ／同課（☎47-8764）へ



市中心身障害者医療費助成 医療費受給者証の更新

身体障害者手帳4級、療育手帳B2をお持ちの人を対象とした市中心身障害者医療費助成制度の受給者証（番号が502ではじまるもの）が新しくなります。7月1日以降に医療機関で受診するときは、必ず新しい受給者証を窓口で見せてください。

対象者（下表）に、新しい受給者証と更新申請書を、6月下旬に発送します。郵送された申請書は、必要事項を記入し、同封の返信用封筒で必ず返信してください。

窓口での申請は混雑が予想されますので、返信用封筒をご利用ください。また、現在お持ちの受給者証は、7月以降は使えません。個人情報が入らないように細断し、ご自身で破棄してください。

詳しくは、国保医療課福祉医療・後期医療グループ（☎47-8140）へ。



対 象 者

身体障害者手帳4級、療育手帳B2をお持ちの人で、本人、扶養義務者が市民税非課税の人